

平成28年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 平成29年 2月23日 (木)
開会時間 午前 9時00分
閉会時間 午前10時05分
2. 場 所 大磯町郷土資料館
3. 出席者 藤 家 崇 教育長
曾 田 成 則 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
濱 名 三代子 委員
岩 本 清 嗣 教育部長
小 島 昇 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
森 田 敏 幾 参事 (地域総合戦略担当)
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
早 崎 薫 生涯学習課図書館長
秋 本 篤 史 (書記) 学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 長 嶋 徹 委員
5. 傍聴者 1名
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 16号 平成 29年度大磯町教育委員会基本方針について
議案第 17号 平成 28年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について
(文化・スポーツ優秀者表彰)
議案第 18号 大磯町郷土資料館条例施行規則の制定について
議案第 19号 大磯町郷土資料館の臨時開館について
議案第 20号 県費負担教職員の任免に係る内申について
8. 報告事項
報告事項第 1号 平成 28年度文化財消防訓練の実施結果について
報告事項第 2号 第 6回大磯チャレンジライブの開催について
報告事項第 3号 大磯町郷土資料館広告掲載取扱要綱について
9. その他

(開 会)

教育長) 本日はまず、新しい教育委員の選任についてご報告いたします。中野氏が任期満了でご退任され、欠員となっていました教育委員ですが、2月16日に開催されました大磯町議会3月定例会におきまして、町長が長嶋徹氏を教育委員として任命することに、議会の同意がありました。これを受け、2月17日付けで長嶋徹氏が大磯町教育委員会委員として任命されましたので、ご報告いたします。

なお、本日と3月の定例会につきましては、ご都合がつかず、ご欠席と伺っています。

本日は、長嶋委員がご欠席ですが、4名が出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成28年度第10回定例会議事録及び第1回臨時会議事録の承認)

教育長) 「平成28年度第10回定例会議事録」は、1ページから18ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成28年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長) 次に、「平成28年度第1回臨時会議事録」は、1ページから3ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成28年度第1回臨時会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、1月定例会開催後の平成29年1月19日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

1月20日、県立総合教育センターにおきまして、県教育委員会主催の「かながわ学力向上シンポジウム」が開催され、「これからのかながわの学びについて」をテーマにパネルディスカッションが行われました。大磯町からは、大磯中学校の奥村教諭がパネリストとして登壇し、4年間の「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」の成果を発表しました。

1月21日、今年も大磯ライオンズクラブのご支援をいただき、大磯中学校を会場に、大磯町中学生英文朗読大会を開催いたしました。大磯・国府両中

学校の2年生が参加して、グループごとに世界に通じる朗読発表を行いました。

1月23日、楊谷寺におきまして、消防署と消防団による文化財消防訓練を実施しました。実施結果の詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

1月27日、生涯学習課図書館の事業の執行及び財務に関する事務の執行について定期監査が行われました。正式な監査結果が届きましたら、改めましてご報告いたします。

2月3日、教育委員会の附属機関として設置している大磯町いじめ問題対策・調査委員会の第2回目の会議を大磯小学校において開催しました。委員の皆様、学校の様子を参観していただき、学校の担当者から学校の取り組みについて説明をいたしました。今回もいじめの未然防止に向けた取組みに対し、建設的なご意見をいただきました。

2月16日より、大磯町議会3月定例会が開催されています。教育委員会関係の議案としましては、先ほどもご報告いたしましたが、教育委員会委員に長嶋 徹 氏を任命することについて、議会の同意がありました。また、第1回臨時会でご審議いただきました補正予算につきましても可決されました。3月議会定例会は、3月21日まで開催の予定です。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する、専決した事項に関することについての報告は特にございませぬ。以上でございます。

教育長) それでは、議事に入ります。本日の議事進行につきましては、議案第20号が人事案件となりますので、はじめに議案第16号から議案第19号について審議し、次に報告事項3件を扱い、その後、議案第20号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

議案第16号 平成29年度大磯町教育委員会基本方針について

学校教育課副課長) 平成29年度大磯町教育委員会基本方針の案につきましては、各課ともここで検討をすすめ、平成28年度のものから書きかえたものを1月の定例会でご協議いただきましたが、1か所、学校教育の基本方針の重点施策1. 幼稚園の(2)「第2次大磯町食育推進計画」のところを「けんこうプラン大磯」に直していただきたいことと、1. 小学校・中学校(6)のほうはすでに「けんこうプラン大磯」に直したことをご報告します。また、インクルーシブ教育を用語の解説を付け加えました。他には特にその後、各課で修正しました部分はございません。

平成29年度の基本方針につきましては、以上です。よろしくお願いたします。

質疑応答)

青山委員) 29年度の基本方針が、今お話がありましたように、前月定例会で協議されてきました。この内容について特に異議があるというところは、私はございません。見せていただくと、学校教育の関係では、文の中で、学校と家庭と地域がお互い理解し合うということをもとにして、子どもたちを育てていこうという方針が示されていると思います。子どもたちを育てるために、中を見てみますと、先生方にも成長していただきたいという観点から、先生方の研究とか研修という内容も幾つかございます。でも、これは今始まったことではなくて、以前から大磯では先生方の成長ということにも力を入れて行われていた内容ですので、これをまた一層充実していければいいのではないかと思います。

それから、昨今、ニュース等でクローズアップされていますいじめとか、あるいは防災という課題も、子どもたちの命を守るということにつながっていますので、基本方針、重要施策の中にしっかりと据えて、これを考えていければいいと思います。

生涯学習の関係ですけれども、生涯学習というのは、やはり主役は町民であると思います。町民がワクワクとするような生涯学習の場を提供してほしいと思います。特に郷土資料館が旧吉田茂邸との一体的な運営ということが始まります。新しい展開がスタートするということになりますので、町の生涯学習の魅力がこれまで以上に増すように、運営の充実を心がけていただきたいと思います。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第16号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第16号「平成29年度大磯町教育委員会基本方針について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第17号 平成28年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について(文化・スポーツ優秀者表彰)

学校教育課副課長) 本件につきましては、資料2の大磯町教育委員会表彰規程に基づきまして、該当者についての内申がございましたので、提出するものでございます。

それでは、まず表彰規程第2条第3号に該当する被表彰者についてご説明申し上げます。これは、児童生徒文化・スポーツの優秀者あるいは優秀団体の表彰でございます。

去る1月25日、表彰選考委員会での審議を通して、別紙に記載の個人・団体が、被表彰者として選考されました。おめくりいただきまして別紙をご覧ください。

大磯小学校は文化の部で個人が1名です。スポーツの部は該当がありません。

国府小学校は文化の部で個人が1名です。スポーツの部は該当がありません。

大磯中学校では、スポーツの部の個人が9名、団体は5団体 38名が選考されています。このうち○印を付した15名は同一年度内での重複受賞となります。

国府中学校は文化の部で個人が1名です。

またスポーツの部の個人が2名、団体は3団体 24名が選考されています。このうち○印を付した7名は重複受賞となります。

今年度も選考の基準については、教育委員会を通して作品募集の依頼があったもの、及び学校で指導が加わって応募したもの、教育委員会を通して開催された大会、及び中学校体育連盟が主催または共催となっている大会としました。

文化の部については、応募総数を分母としたときの受賞者数の割合が、2パーセント以下となっております。スポーツの部については、すべて県レベルで3位以上となっております。

説明資料の一番最後になりますが、資料4に、被表彰者数の総括表を綴じましたので、参考にご覧ください。上の表の合計欄、右下の76名が平成28年度ののべ被表彰者数です。このうち31名が重複対象者となりますので、被表彰者の実数は、全員で45名ということになります。重複して選考された個人・団体の各児童生徒に対しましては、記念品のメダルは一つだけ授与することとなっております。

最後に、各学校に於いて行われます表彰式には、それぞれ代表の教育委員さんにご出席をお願いいたします。後ほどの事務連絡調整会議で調整させていただきます。表彰規程第2条第3号に該当する被表彰者についての説明は以上です。

次に表彰規程第2条第4号該当の被表彰者について、ご説明させていただきます。こちらは、学校教育、社会教育活動に尽力し、その功績が顕著な方としての該当者となります。表をご覧ください。

今年度は生涯学習課より1名につきまして、14年間にわたり社会教育委員をお勤めになられた杉山典子様につきまして、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

質疑応答)

濱名委員) 生徒さんとかの町民の努力の成果とか結果を認知して、褒めたたえる表彰制度というのはどんどんやればいいなと感じました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第17号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第17号「平成28年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第 18 号 大磯町郷土資料館条例施行規則の制定について

郷土資料館長) 説明資料 1 頁をご覧ください。規則制定の理由は、12 月議会において大磯町郷土資料館条例の制定についてご承認をいただきましたところから、規則を定め、条例の運用を図るものであります。

資料 2 頁から 7 頁が大磯町郷土資料館条例施行規則(案)の条文です。

主な点をご説明いたします。

第 1 章は総則です。3 頁から 5 頁までの第 2 章は、本館・別館両方の施設の貸出についての記載です。

5 頁から 6 頁の第 3 章は、博物館資料の貸出についての記載です。

6 頁から 7 頁の第 4 章は、協議会に関する内容です。第 5 章は雑則です。

8 頁から 17 頁は、第 1 号から 6 号の各様式、18 頁から 21 頁は、大磯町郷土資料館条例を掲載しております。

質疑応答)

青山委員) 5 ページの 13 条の(3)のところですがけれども、使用料の減免についての中で、子ども会、PTA、ボーイスカウトまたはガールスカウトが生涯学習事業のために使用する場合は、2 分の 1 の使用料にしようということがかかれているのですけれども、この 4 つの団体に限定するということなのでしょう。この 4 つの団体が青少年の健全育成にかかわる団体だということはずぐわかるのですけれども、そういう観点から、この 4 つを特に優遇と言ったら変ですけど、使用料を半分にしますよということは、4 つ以外はなかなか難しいというような感じにとれるのですけれども、その辺はどのように捉えたらいいのでしょうか。

郷土資料館長) 13 条 3 項に掲げている団体でございますけれども、こちらは社会教育関係団体ということで、他の社会教育施設においても減免対象としているというものです。

青山委員) ほかの規則と同じように扱えようという、そういうことでよろしいのですね。

郷土資料館長) ご指摘のとおりでございます。

曾田委員) 旧吉田茂邸が、実際は 4 月ですかね、オープンということですから。それで、どの辺まで、大枠決まっているのか。そこのところを少し教えていただきたいと思います。例えば何か販売するものがあるのかですとか、あるいは、メインはここに置いてあるこういうものにするとか、いろんなことがあろうかと思いますが、大枠を教えていただけませんか。

郷土資料館長) 旧吉田茂邸につきましては、4 月 1 日の一般公開を目指して、今準備を進めておるところでございます。まず、建物の状況といったものですがけれども、今月中に製作委託をしております調度品を配置する予定であります。それに伴って、現在は備品の配備などをしております。

また物品の販売というお話ですが、今現在予定しておりますのは、クリアファイルなどの物品を販売できるような準備を進めておるところです。

曾田委員) クリアファイルなどのという、「など」の他には何があるのでしょうか。

郷土資料館長) 今現在、準備として直接的に進めていますのはクリアファイルでございます。

曾田委員) クリアファイルだけということでは理解してよろしいでしょうか。

郷土資料館長) 今のところはクリアファイルでございます。

曾田委員) わかりました。これから、調度品とかそういうのはわかりますけれども、吉田邸の建物はもちろん一番大切ですが、メインはどこに置かれようとしているのでしょうか。

郷土資料館長) 今回、建物が再建されたということで、建物自体がまず復元された博物館資料であるという認識がございます。また、展示休憩コーナーにおいて簡単な展示をおこなう予定であります。

曾田委員) 例えば、既に示せるものがあつたら教えてください。

郷土資料館長) 展示休憩コーナーでの展示につきましては、現在、オープンに向けて内容等選定を進めております。

教育長) 施行規則に直接関係する部分がございますか。それはないですね。

郷土資料館長) 規則に直接かかわる部分というのはございません。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 18 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 18 号「大磯町郷土資料館条例施行規則の制定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第 19 号 大磯町郷土資料館の臨時開館について

郷土資料館長) 説明資料 1 頁をご覧ください。旧吉田茂邸（大磯町郷土資料館別館）の一般公開初日を、平成 29 年 4 月 1 日とすることで事業を進めております。

一般公開当初の本館ならびに別館の利用促進を目的に、本館は平成 29 年 3 月 27 日（月）、4 月 1 日（館内整理日）、4 月 3 日（月）を、別館は平成 29 年 4 月 1 日（館内整理日）、4 月 3 日（月）を臨時に開館するものです。

2 頁は本館ならびに別館の利用案内、3 頁は現行の大磯町郷土資料館の設置、管理に関する条例施行規則、4 頁は新条例の経過措置に関する記載です。

質疑応答) なし

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 19 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 19 号「大磯町郷土資料館の臨時開館について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

報告事項第1号 平成28年度文化財消防訓練の実施結果について

生涯学習課長) 「文化財防火デー」の一環として、平成21年度から実施しております文化財消防訓練について、本年度は平成29年1月23日の月曜日、午前10時より、大磯町大磯910番地、楊谷寺において実施いたしました。実施主体は、町消防本部と生涯学習課が担当し、消防署、消防団本部および第2・第11分団の協力を得て実施しております。当日は、消防署および消防団員、他分団や地元自治会、一般の方々、取材者の他に、大磯幼稚園の年長園児の見学があったため、120人を超える参加者がありました。12月定例会において本事業の開催についてご報告をした際、委員より、園児に向けて説明が必要ではないかのご意見もいただきましたので、開始前に生涯学習課職員がお寺と文化財、訓練のことについて説明をいたしました。特に、訓練が始まって実際に消防車がサイレンを鳴らして到着すると、園児たちは緊張感をもって真剣に見学をしていた姿が印象的でした。

訓練は本堂から出火したと想定して、消火器による初期消火訓練、119番通報訓練、模擬文化財搬送訓練の順に行い、消防車が到着後、放水訓練を実施しました。最後に挨拶と講評を受け終了いたしました。また、園児たちは、訓練終了後に、図書館駐車場に待機していた消防車を見学するなど、貴重な体験をすることができたのではないかと考えております。なお、説明資料には当日の様子を添付しましたのでご参照いただきたいと思います。説明は以上です。

質疑応答)

青山委員) 毎回この訓練は同じような形で会場を変えて実施されていますが、今回、119番通報をしてから消防車が到着するまでというのは、どれぐらいの時間がかかるのですか。

生涯学習課長) 実際の出動では当然ですけれども、消防車については消防本部から出動することになると思いますけれども、実際に訓練の中では、すぐ近くで待機しておりますので、119番通報をした直後にサイレンを鳴らして到着するような形ですので、実際には恐らく2分から3分ぐらいの時間で現場に到着しております。

青山委員) では、今回は消防本部から楊谷寺まで、2、3分で来られるだろうという予想でしたということですね。

生涯学習課長) 今回は非常に近い場所でしたので、恐らくその時間内で到着が可能だと思います。ただ、実際の消防車の待機は、もう図書館のすぐ前に待機しておりましたので、実際に走行するというよりは図書館のところから角を曲がってという、そういう対応になっております。

青山委員) わかりました。訓練ということで、本番さながらという必要もないかもしれないですけれども、どれぐらいで消防車が到着するかというのは、やはり被害の大きさに左右してくると思いますので、その辺は毎回きっちりと予想を立てて訓練をしっかりしてほしいと思います。

報告事項第2号 第6回大磯チャレンジライブの開催について

生涯学習課長) 説明資料ならびに本日机上配布しましたチラシをご覧ください。本事業は、大磯町青少年指導員連絡協議会の自主事業として例年開催しているもので、今回で6回目を迎えます。青少年の文化活動・音楽活動の発表機会を提供して青少年の健全育成を図ることを目的としています。開催日時は平成29年3月25日の土曜日、午後0時50分から5時まで、生涯学習館の2階集会室を会場に実施いたします。

本年度は、町の昨年9月広報にて企画者と出演者を募集いたしました。その中で青少年指導員の助言のもと、参加者自らの手で自主的に企画運営をしてみようという方針で進めており、これまでに4回の企画会議を開催しました。1月22日に最終4回目の企画会議を開催し当日に向けて準備を進めております。

また、本年度も昨年に引き続き、協賛を募って事業運営の一助にしようということで、町内の企業や店舗に協賛を呼びかけたところ、最終的に27店舗のご協力をいただけることになりました。なお、本年度の参加バンドは、8組35人となる見込みです。委員の皆様もご都合がございましたら、ぜひ活気あるライブの様子をご覧くださいと思います。説明は以上です。

質疑応答)

曾田委員) 昨年の9月、広報で連絡があるということなのですが、広報以外にはポスターや何かあるのでしょうか。それとも、町を越えてあるのかなのか。それと、青少年はどの辺をここでは青少年と定義づけているのでしょうか。

生涯学習課長) 昨年の9月の町広報のほかに、その後ですけれども、いわゆるタウン誌などでも紹介をされております。主には口コミと言いますか、参加応募されたグループからいろいろと呼びかけをしていただいて、最終的に8組まで増えたというのが状況でございます。

それから、青少年というくくりですけれども、今回のこのチャレンジライブにつきましては、条件としまして中学生以上、20歳以下ということで、町在住、もしくは在学在勤している個人及びバンド。バンドメンバー1人でもその条件を満たせば、参加については認められるという、そういう条件で進めておるところでございます。

曾田委員) よくわかりました。

報告事項第3号 大磯町郷土資料館広告掲載取扱要綱について

郷土資料館長) 大磯町郷土資料館広告取扱要綱についてご説明いたします。資料1頁をご覧ください。

現在進めております旧吉田茂邸に係る事業展開について、刊行物等に協賛の広告掲載を募ることを検討しております。町広報紙には既に広告掲載が要

綱に基づいて行なわれておりますが、今回広告掲示について新たに要綱を定めるものです。

1 頁から、第 1 条が趣旨、第 2 条は広告の種類及び範囲、第 3 条は広告の内容です。第 4・5 条は申込についての内容です。第 8 条は広告の掲載料と規格で、3 頁に別表を示しています。

第 9 条から 3 頁の第 14 条までは記載の実務的内容を記載しております。

4 頁から 7 頁は第 1 号から 4 号の各様式です。

質疑応答)

曾田委員) 広告するだけでとても難しそうな格好になっておりますけれども、金額は別にしまして、こういうのは希望者があるかと見ているのですか、希望者はないと見ているのでしょうか。

郷土資料館長) これは旧吉田茂邸の事業展開にかかわるといことで、教育に関する団体、または公共団体等で協賛いただけるところがあるということをも前提にして定めるところでございます。

曾田委員) そうすると、そこに注目しているわけですね。教育関係というか、その他の業種は関係ないですか。それとも、そういうのも問題なく受け付けるということでしょうか。

郷土資料館長) これにつきましては、第 3 条になります広告の内容に照らして判断をするというものでございますけれども、必ずしも教育に限定するというものではございません。

曾田委員) わかりました。

青山委員) 郷土資料館から出す印刷物というのは、どんなものがあるのですか。これで想定されるものというのは。

郷土資料館長) これにつきましては、現在考えておりますのは、旧吉田茂邸におきます研修授業等の事業展開に伴ってでございますけれども、現在、喫緊で想定しておりますのは、旧吉田茂邸のオープンと同時に開催いたします記念企画展の図録などを想定しております。

青山委員) 最後の 8 条関係の表のところに掲載料というのがあるのですけれども、載せようとする印刷物が何部つくられるのか。広告効果というのは、たくさん多くの人に配られるものには広告効果が高いですから、より掲載料は高くなるのかな。だから、何部ぐらい出すというのは、郷土資料館で出す印刷物、この広告を募る対象の印刷物というのは、発行部数についてはそんなに差はない状況で印刷するという予定なのではないでしょうか。

郷土資料館長) 印刷物の発行部数ということでございますけれども、これは、例えば企画展の図録につきましても、展示によりまして部数が違う場合もございます、また 1 枚ものの印刷物などの場合だと、当然印刷部数というのは大分変わってまいります。この要綱には、印刷部数の規定というのは特にないのでございますけれども、そのおのおの印刷物に対して、協賛が得られる場合には掲載を可能にするということでも定める要綱でございます。

曾田委員) 余りにも立派すぎる規則なものですから、広告が出るのかなとそっちの心配をして質問いたしました。

郷土資料館長) 恒常的に広告掲載を求めていくかどうかというのは、今後の検討材料だと思えるのですが、広告の掲載を可能にするという下地がないといかないものですから、今回このような要綱を定めるというものでございます。

議案第 20 号 県費負担教職員の任免に係る内申について

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。議案第 20 号「県費負担教職員の任免に係る内申について」は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 20 号の審議については秘密会といたします。傍聴者は退室をお願いします。暫時休憩します。

===== 秘 密 会 =====

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において審議いたしました、議案第 20 号「県費負担教職員の任免に係る内申について」は、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

(その他)

事務局) 次回の教育委員会定例会は、3月 24 日、金曜日、午前 9 時から、大磯町役場本庁舎 4 階第 1 会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成 28 年度 大磯町教育委員会第 11 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成29年3月24日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____